

令和4年11月25日

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」の一部改正  
について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日  
人企一532）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年11月25日以  
降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第18条関係 1～5（略） <u>6 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3に規定する障</u>	第18条関係 1～5（略） （新設）

害者活躍推進計画に基づき職員  
を採用する官職であり、採用試  
験によることが不適當であると  
認められるものについて、この  
条の第1項第10号に規定する  
人事院の承認を得て選考により  
職員を採用しようとする場合に  
おいて、採用しようとする者が  
同法第37条第2項に規定する  
対象障害者であるときは、あら  
かじめ同号に規定する人事院の  
承認を得たものとみなす。

7 任命権者は、前項の規定を適  
用して採用を行った場合には、  
遅滞なく、次に掲げる事項を記  
載した文書により人事院事務総  
長に報告するものとする。

(新設)

一 採用官職（職務の級及び所  
属部課名）

二 職務の内容その他官職の特  
殊性

三 採用試験によることが不適  
當であると認める理由

四 選考の方法及び選考結果の  
概要

五 採用者の氏名

六 採用年月日

8 (略)

9 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号に定める要件及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号に定める要件並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一・二 (略)

10・11 (略)

12 任命権者は、第9項の規定

6 (略)

7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一・二 (略)

8・9 (略)

10 任命権者は、第7項の規定

により採用を行った場合（第10項に規定する場合を除く。）

には、次に掲げる事項を記載した文書により人事院に報告するものとする。

一～四 （略）

五 採用に当たっての基準、第9項に規定する選考委員会の構成及び結果の概要

六 （略）

#### 第25条関係

1～4 （略）

5 この条の第2号の「人事院が定める官職」は、標準的な官職が本省（標準的な官職を定める政令本則の表1の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等及び同表2の項第2欄第1号に掲げる部局又は機関等をいう。第7項及び第26条関係第1項において同じ。）の室長である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（第7項に定める官職及び特定幹部職に該当する官職を除く。）とする。

により採用を行った場合（第8項に規定する場合を除く。）に

は、次に掲げる事項を記載した文書により人事院に報告するものとする。

一～四 （略）

五 採用に当たっての基準、同項に規定する選考委員会の構成及び結果の概要

六 （略）

#### 第25条関係

1～4 （略）

5 この条の第2号の「人事院が定める官職」は、標準的な官職が本省（標準的な官職を定める政令本則の表1の項第2欄第1号に規定する部局又は機関等及び同表2の項第2欄第1号に規定する部局又は機関等をいう。以下第6項及び第7項並びに第26条関係第1項において同じ。）の室長である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（第6項に定める官職及び特定幹部職に該当する官職を除く。）とする。

6 この条の第2号ハの「人事院が定める期間」は、次の各号に掲げる懲戒処分等（第25条第1号ハに規定する懲戒処分等をいう。）の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

7～9 （略）

#### 第26条関係

1 （略）

2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第5項若しくは第7項又は前項に定める官職への転任（次に掲げる職員の転任を除く。）とする。

一 （略）

二 特定幹部職に該当する官職に現に就いている職員であつて、転任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語が上位若しくは中位の段階又は「良好」の段階以上であるも

6 この条の第2号ハの「人事院が定める期間」は、次の各号に掲げる懲戒処分等（第25条第1号ハに規定する懲戒処分等をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

7～9 （略）

#### 第26条関係

1 （略）

2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第5項若しくは第7項又は前項に定める官職への転任（次に掲げる職員の転任を除く。）とする。

一 （略）

二 特定幹部職に該当する官職に現に就いている職員であつて、転任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であるもの

の

### 第31条関係

1・2 (略)

3 特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換えしようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）場合において、第25条第1号イ若しくはロ、第2号イ若しくはロ若しくは第3号イ若しくはロ（これらの規定を第26条第2項において準用する場合を含む。）又は第30条第1項第1号に掲げる要件を満たさないときにおけるこの条の協議について、任命権者は、官職に係る能力及び適性の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が次に掲げる要件を満たすと認めることをこれらの規定に掲げる要件を満たすこととみなすことについて、人事院と協議したものとして取り扱うことができる。

### 第31条関係

1・2 (略)

3 特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、又は転任させようとする場合において、第25条第1号イ若しくはロ、第2号イ若しくはロ又は第3号イ若しくはロ（これらの規定を第26条第2項において準用する場合を含む。）及び第30条第1項第1号に掲げる要件を満たさないときは、官職に係る能力及び適性の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が次に掲げる要件を満たすと認めることをこれらの規定に掲げる要件を満たすこととみなすことについて、人事院と協議したものとして取り扱うことができる。

一 (略)

二 補充しようとする官職が第30条に規定する職務の段階(以下この号において「職務の段階」という。)のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合(当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合)にあつては、顕著な業績等に基づき管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

4 任命権者は、前項の規定を適用して、職員を昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換えした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した文書により人事院に報告するものとする。

一～四 (略)

五 前項に規定する選考委員会

一 (略)

二 補充しようとする官職が第30条に規定する職務の段階(以下この号において「職務の段階」という。)のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合(当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任させ、又は転任させようとする場合)にあつては、顕著な業績等に基づき管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

4 任命権者は、前項の規定を適用して、職員を昇任させ、又は転任させた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した文書により人事院に報告するものとする。

一～四 (略)

五 同項に規定する選考委員会

<p>の構成及び結果の概要</p> <p>六 (略)</p> <p>第35条関係</p> <p>1 この条の第1号に該当する場 合としては、例えば、法務省設 置法（平成11年法律第93 号）<u>附則第3項</u>の規定に基づき 法務省に属する官職（検察庁に 属する官職を除く。）に検事を もって充てるときがある。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>の構成及び結果の概要</p> <p>六 (略)</p> <p>第35条関係</p> <p>1 この条の第1号に該当する場 合としては、例えば、法務省設 置法（平成11年法律第93 号）<u>附則第4項</u>の規定に基づき 法務省に属する官職（検察庁に 属する官職を除く。）に検事を もって充てるときがある。</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

以 上